

○住宅に係るエネルギー使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十三条第一項の規定に基づき、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断基準(平成十一年通商産業省・建設省告示第二号)の一部を改正したので、告示する。</p> <p>1 住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止</p> <p>1-1 建築主等(住宅の建築をしようとする者、住宅の直接外気に接する屋根、壁又は床(これらに設ける窓その他の開口部を含む。)の修繕又は模様替をしようとする者及び住宅への空気調和設備等の設置又は住宅に設けた空気調和設備等の改修をしようとする者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる事項に配慮し、住宅(重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅にあっては、住戸。以下1において同じ。)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図ること。</p> <p>(1) 外壁の方位、室の配置等に配慮して住宅の配置計画及び平面計画を策定すること。</p> <p>(2) 外壁、屋根、床、窓及び開口部を断熱性の高いものとする。</p> <p>(3) 窓からの日射の適切な制御が可能な方式の採用、緑化の促進等により日射による熱負荷の低減を図ること。</p> <p>(4) 防露性能の確保、換気量の確保、室内空気汚染の防止などに十分配慮すること。</p> <p>1-2 住宅の外壁、窓等に関して1-1の(1)から(3)までに掲げる事項に係る措置が的確に実施されているかどうかについての判断は、1-3及び1-4によるものとし、1-1の(4)に掲げる事項に係る措置を実施するにあたっては、1-5から1-9までに留意するものとする。</p> <p>1-3 地域の区分に応じた年間暖冷房負荷等の基準</p> <p>住宅が、次の(1)に定める年間暖冷房負荷の基準又は(2)に定める熱損失係数及び夏期日射取得係数の基準のいずれかに適合するようにするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>1-4 地域の区分に応じた相当隙間面積の基準</p> <p>(1) 住宅の相当隙間面積を、別表第1に掲げる地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下となるようにするものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 1-1の(1)に定める年間暖冷房負荷の基準に適合する住宅又は1-3の(2)のイの(二)に定める熱損失係数の基準に適合する住宅の相当隙間面積については、(1)に定める相当隙間面積の基準値を、1-3の(2)のイの(ロ)で算出される熱損失係数に応じ、次の表に掲げる数値とすることができる。</p>	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十四条第一項の規定に基づき、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断基準(平成四年通商産業省・建設省告示第二号)の全部を改正したので、告示する。</p> <p>1 地域の区分に応じた年間暖冷房負荷等の基準</p> <p>建築主は、住宅(重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅にあっては、住戸。以下同じ。)が、次の(1)に定める年間暖冷房負荷の基準又は(2)に定める熱損失係数及び夏期日射取得係数の基準のいずれかに適合するようにするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 地域の区分に応じた相当隙間面積の基準</p> <p>(1) 建築主は、住宅の相当隙間面積を、別表第1に掲げる地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下となるようにするものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 1の(1)に定める年間暖冷房負荷の基準に適合する住宅又は1の(2)のイに定める熱損失係数の基準に適合する住宅(1の(2)のイの(ハ)で算出される熱損失係数の基準値による場合を除く。)の相当隙間面積については、(1)に定める相当隙間面積の基準値を、1の(2)のイの(ロ)で算出される熱損失係数に応じ、次の表に掲げ</p>

熱損失係数(単位 1平方メートル1度につきワット)	1.9以下	1.9より大きく3.7以下	3.7より大きい
相当隙間面積の基準値(単位 1平方メートルにつき平方センチメートル)	2.0	5.0	

1-5 防露性能の確保

次の(1)及び(2)に留意し、住宅の断熱性能及び耐久性能を損なうおそれのある結露の発生を防止するための措置を講じるものとする。

(1) 表面結露の防止

住宅全体としては1-3の(1)のイに定める暖冷房負荷の基準、及び1-3の(2)のイに定める熱損失係数の基準に適合する場合であっても、断熱構造化すべき部位において、表面結露の発生のおそれのある著しく断熱構造を欠く部分(開口部を除く。)を作らないこと。

(2) 内部結露の防止

断熱材の内部又は断熱材よりも屋外側で外気に開放されていない部分においては、内部結露の発生を防止するため、水蒸気の侵入と排出について考慮し、当該部分に多量の水蒸気が滞留しないよう適切な措置を講じること。

1-6 換気量の確保

換気回数を住宅全体で1時間につき0.5回以上とすることを設計条件として、全般換気(生活用品又は建材から発生する化学物質又は臭気、生活に伴い発生する水蒸気その他一般的に想定される室内空気汚染物質の排出のための住宅全体を対象とした換気をいう。)のための換気計画(新鮮空気(室内空気汚染物質を含まないとみなすことのできる外気をいう。)の流入及び流出の経路を考慮してなされる全般換気及び局所換気(汚染物質が発生する場所の局所的な換気をいう。)のための計画をいう。)を策定するものとする。

1-7 暖房機器等による室内空気汚染の防止

住宅に燃焼系の暖房機器又は給湯機器を設置する場合にあっては、室内空気汚染をできる限り防止するための措置を講じるものとする。

1-8 暖房及び冷房に関わるエネルギー効率の確保

住宅に暖房システム又は冷房システムを設置する場合にあっては、当該システムの使用方法及びエネルギー効率を考慮するよう努めるものとする。

1-9 防暑のための通気経路の確保

夏期の防暑上通風が有効である地域における住宅について、防犯及び騒音防止の観点から生活上支障のない範囲で通風経路の確保に努めるものとする。

1-10 特定建築物の所有者(所有者と管理者が異なる場合にあっては、管理者。以

る数値とすることができる。

熱損失係数(単位 1平方メートル1度につきワット)	1.9以下	1.9より大きく3.7以下	3.7より大きい
相当隙間面積の基準値(単位 1平方メートルにつき平方センチメートル)	2.0	5.0	

3 防露性能の確保

建築主は、次の(1)及び(2)に留意し、住宅の断熱性能及び耐久性能を損なうおそれのある結露の発生を防止するための措置を講じるものとする。

(1) 表面結露の防止

住宅全体としては1の(2)のイに定める熱損失係数の基準に適合する場合であっても、断熱構造化すべき部位において、表面結露の発生のおそれのある著しく断熱構造を欠く部分(開口部を除く。)を作らないこと。

(2) 壁体内結露の防止

防湿気密層(断熱層(断熱材で構成される層をいう。以下同じ。)の室内側に設けられ、防湿性及び気密性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものをいう。)及び通気層(断熱層の外側に設ける空気の層で、両端が外気に開放されたものをいう。)の設置、乾燥木材の使用、小屋裏又は床下における換気口の設置その他の壁体内結露の発生を防止するための適切な措置を講じること。

4 換気量の確保

建築主は、換気回数を住宅全体で1時間につき0.5回以上とすることを設計条件として、全般換気(生活用品又は建材から発生する化学物質又は臭気、生活に伴い発生する水蒸気その他一般的に想定される室内空気汚染物質の排出のための住宅全体を対象とした換気をいう。)のための換気計画(新鮮空気(室内空気汚染物質を含まないとみなすことのできる外気をいう。)の流入及び流出の経路を考慮してなされる全般換気及び局所換気(汚染物質が発生する場所の局所的な換気をいう。)のための計画をいう。)を策定するものとする。

5 暖房機器等による室内空気汚染の防止

建築主は、燃焼系の暖房機器又は給湯機器を設置する場合にあっては、室内空気汚染をできる限り防止するための措置を講じるものとする。

6 暖房及び冷房に関わるエネルギー効率の確保

建築主は、暖房システム又は冷房システムを設置する場合にあっては、当該システムの使用方法及びエネルギー効率を考慮するよう努めるものとする。

7 防暑のための通気経路の確保

建築主は、夏期の防暑上通風が有効である地域における住宅について、防犯及び騒音防止の観点から生活上支障のない範囲で通風経路の確保に努めるものとする。

下同じ。)は、次に掲げる事項に配慮し、住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図ること。

- (1) 外壁の方位、室の配置等に配慮した住宅の配置計画及び平面計画を適切に維持すること。
- (2) 外壁、屋根、床、窓及び開口部の清掃、補修等により、住宅の断熱性を適切に維持すること。
- (3) 窓からの日射の制御状態の点検や緑化の保全等により、日射による熱負荷の低減のための措置を適切に維持すること。
- (4) 防露性能の確保、換気量の確保、室内空気汚染の防止などに十分配慮すること。

2 空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用

2-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備（戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。以下2において同じ。）に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

- (1) 室等の空気調和負荷の特性等に配慮して空気調和設備のシステムの計画を策定すること。
- (2) 風道、配管等におけるエネルギーの損失の少ない熱搬送設備計画を策定すること。
- (3) 適切な空気調和設備の制御方法を採用すること。
- (4) エネルギーの利用効率の高い熱源システムを採用すること。

2-2 特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

- (1) 室等の空気調和負荷の特性等に配慮した空気調和設備のシステムの計画を適切に維持すること。
- (2) 風道、配管等におけるエネルギーの損失の少ない熱搬送設備計画を適切に維持すること。
- (3) 熱源機器、ポンプ、空気調和機等の稼働状況の点検等により、採用した空気調和設備の制御方法の動作を適切に維持すること。
- (4) 熱源システムの点検等により、採用した熱源システムのエネルギーの利用効率を適切に維持すること。

3 空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用

3-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、機械換気設備（空気調和設備以外の機械換気設備であって、戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。以下3において同じ。）に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

- (1) 風道等におけるエネルギーの損失の少ない計画を策定すること。
- (2) 適切な機械換気設備の制御方式を採用すること。
- (3) 必要な換気量に応じた適切な能力で、かつ、エネルギーの利用効率の高い機器を

採用すること。

3-2 住宅に設ける機械換気設備に関して3-1に掲げる事項に係る措置が的確に実施されているかどうかについての判断は3-3によるものとする。ただし、延べ面積が5,000平方メートル以下の住宅に設ける機械換気設備に関しては、3-3によるほか3-4によることができる。

3-3 住宅に設ける機械換気設備が1年間に消費するエネルギー量(以下「換気消費エネルギー量」という。)で熱量に換算したものを、同期間における当該住宅の仮想換気消費エネルギー量で熱量に換算したもので除した数値が、1.0以下となるようにするものとする。この場合において、エネルギーの量の熱量への換算は、別表第3の左欄に掲げるエネルギーにあつては同表の右欄に掲げる数値(エネルギー利用効率化設備等を設置することにより同表の右欄に掲げる数値を下回る数値が算定できる場合においては、当該数値)によるものとし、その他のエネルギーにあつては組成等の実況によるものとするほか、換気消費エネルギー量及び仮想換気消費エネルギー量は、次の(1)及び(2)に定めるところによるものとする。

(1) 換気消費エネルギー量は、次のイからハに掲げる機器によって1年間に消費される電力量を合計したものである。

イ 給気機

ロ 排気機

ハ その他換気設備の種類に応じて必要となる機器

(2) 仮想換気消費エネルギー量は、次の式によって計算したものであること。

$$E=Q \times T \times 3.676 \times 10^{-4}$$

この式において、E、Q及びTは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E 仮想換気消費エネルギー量(単位 キロワット時)

Q 計画換気量(単位 1時間につき立方メートル)

T 年間運転時間(単位 時間)

3-4 3-2のただし書に掲げる機械換気設備のうちエネルギーの使用上主要なもので空気調和を行わない室に設けるものに関しては、次の各項目に係る措置状況に応じてそれぞれ次の表に掲げる点数の合計に、80を加えた数値が100以上となるようにするものとする。

項目	措置状況	点数
制御方法	濃度制御を駐車場の全てに対して採用又は在室検知制御、温度感知制御、照明連動制御若しくはタイムスケジュール制御を駐車場以外の機械換気設備を設ける室(空気調和を行わない室に限る。以下この表において同じ。)の数の2/3以上に対して採用	40
	濃度制御を駐車場の合計面積の1/2以上に対して採用又は在室検知制御、温度感知制御、照明連動制御若しくはタイムスケジュール制御を駐車場以外の機械換気設備を設ける室の数の1/3以上に対して採用	20

	上記に掲げるもの以外	0
高効率低圧三相かご形誘導電動機を採用している割合	電動機の2/3以上	40
	電動機の1/3以上2/3未満	20
	電動機の1/3未満	0
給気機及び排気機による換気	駐車場の合計面積の1/2以下に対して採用又は機械換気設備を設ける室のすべてに対して不採用	10
	上記に掲げるもの以外	0
<p>1 「濃度制御」とは、一酸化炭素又は二酸化炭素の濃度による制御の方法をいう。</p> <p>2 「駐車場」とは、駐車のための施設の用途に供する室をいう。</p> <p>3 「高効率低圧三相かご形誘導電動機」とは、日本工業規格C4212（高効率低圧三相かご形誘導電動機）に規定する高効率低圧三相かご形誘導電動機をいう。</p>		
<p>3-5 特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。</p> <p>(1) 風道等におけるエネルギーの損失の少ない計画を適切に維持すること。</p> <p>(2) 送風機等の稼動状態の点検等により、採用した機械換気設備の制御方法の動作を適切に維持すること。</p> <p>(3) 機器の点検や清掃等により、採用した機器の換気能力及びエネルギーの利用効率を適切に維持すること。</p>		
<p>4 照明設備に係るエネルギーの効率的利用</p> <p>4-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、照明設備（戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。以下4において同じ。）に係るエネルギーの効率的利用を図ること。</p> <p>(1) 照明効率の高い照明器具を採用すること。</p> <p>(2) 適切な照明設備の制御方法を採用すること。</p> <p>(3) 保守管理に配慮した設置方法とすること。</p> <p>(4) 照明設備の配置、照度の設定、室等の形状及び内装仕上げの選定等を適切に行うこと。</p>		
<p>4-2 住宅に設ける照明設備に関して4-1に掲げる事項に係る措置が的確に実施されているかどうかについての判断は、4-3によるものとする。</p>		
<p>4-3 住宅に設ける照明設備が1年間に消費するエネルギーの量（以下「照明消費エネルギー量」という。）で熱量に換算したものを、同期間における当該住宅の仮想照明消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値が、1.0以下となるようにするものとする。この場合において、エネルギーの量の熱量への換算は、別表第3の左欄に掲げるエネルギーにあっては同表の右欄に掲げる数値（エネルギー利用率化設備等を設置することにより同表の右欄に掲げる数値を下回る数値が算定できる場合においては、当該数値）によるものとし、その他のエネルギーにあっては組成等</p>		

の実況によるものとするほか、照明消費エネルギー量及び仮想照明消費エネルギー量は、次の(1)及び(2)に定めるところによるものとする。

(1) 照明消費エネルギー量は、次の式によって照明区画（照明器具の種類、照明設備の制御の方法及び配置、照度の設定、室等の形状並びに内装仕上げが同一の部分のことをいう。以下4において同じ。）について計算した照明消費電力量を合計したものとすること。

$$E_T = W_T \times A \times T \times F / 1,000$$

この式において、 E_T 、 W_T 、 A 、 T 及び F は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_T 各照明区画の照明消費電力量（単位 キロワット時）

W_T 各照明区画の照明消費電力（単位 1平方メートルにつきワット）

A 各照明区画の床面積（単位 平方メートル）

T 各照明区画の年間照明点灯時間（単位 時間）

F 照明設備の制御の方法に応じてそれぞれ次の表に掲げる係数（特別の調査又は研究の結果に基づいて算出する場合には、当該算出による係数によることができる。）

制御の方法	係数
タイムスケジュール制御	0.70
人感センサーによる検知制御（ON・OFF制御）	0.80
人感センサーによる検知制御（調光制御）	0.85
適正照度制御（初期照度補正）	0.90
明るさ感知による自動点滅制御	
その他	1.00

(2) 仮想照明消費エネルギー量は、次の式によって各照明区画について計算した仮想照明消費電力量を合計したものとすること。

$$E_S = W_S \times A \times T \times Q / 1,000$$

この式において、 E_S 、 W_S 、 A 、 T 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_S 各照明区画の仮想照明消費電力量（単位 キロワット時）

W_S 各照明区画の標準照明消費電力（単位 1平方メートルにつきワット）

A 各照明区画の床面積（単位 平方メートル）

T 各照明区画の年間照明点灯時間（単位 時間）

Q 照明設備の種類に応じて次の表に掲げる係数（特別の調査又は研究の結果に基づいて算出する場合には、当該算出による係数によることができる。）

照明設備の種類	係数
まぶしさを制御するための反射板形状の工夫、ルーバー・投光性カバーの採用など、特別の措置が講じられている照明設備	1.3

4-4 特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、照明設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

- (1) 照明器具の点検や清掃等により、採用した光源等の照明効率を適切に維持すること。
- (2) 照明設備の稼働状態の点検等により、採用した照明設備の制御方法の動作を適切に維持すること。
- (3) 保守管理に配慮した設置方法を適切に維持すること。
- (4) 照明設備の配置、照度の設定、室等の形状及び内装仕上げ等を適切に維持すること。

5 給湯設備に係るエネルギーの効率的利用

5-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、給湯設備（戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。以下5において同じ。）に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

- (1) 配管経路の短縮、配管の断熱等に配慮した適切な配管設備計画を策定すること。
- (2) 適切な給湯設備の制御方法を採用すること。
- (3) エネルギーの利用効率の高い熱源システムを採用すること。

5-2 特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、給湯設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

- (1) 配管経路の短縮、配管の断熱等に配慮した配管設備計画を適切に維持すること。
- (2) 熱源機器等の稼働状態の点検等により、採用した給湯設備の制御方法の動作を適切に維持すること。
- (3) 熱源システムの点検等により、採用した熱源システムのエネルギーの利用効率を適切に維持すること。

6 昇降機に係るエネルギーの効率的利用

6-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、昇降機（戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。以下6において同じ。）に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

- (1) 適切な昇降機の制御方式を採用すること。
- (2) エネルギーの利用効率の高い駆動方式を採用すること。
- (3) 必要な輸送能力に応じた適切な設置計画を採用すること。

6-2 住宅に設ける昇降機のうちエレベーターに関して6-1に掲げる事項に係る措置が的確に実施されているかどうかについての判断は、6-3によるものとする。ただし、延べ面積が5,000平方メートル以下の共同住宅の共用部分に設ける昇降機のうちエレベーターに関しては、6-3によるほか6-4によることができる。

6-3 住宅に設けるエレベーターが1年間に消費するエネルギーの量（以下「エレベーター消費エネルギー量」という。）で熱量に換算したものを、同期間における当該

住宅の仮想エレベーター消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値が、1.0以下となるようにするものとする。この場合において、エネルギーの量の熱量への換算は、別表第3の左欄に掲げるエネルギーにあっては同表の右欄に掲げる数値(エネルギー効率化設備等を設置することにより同表の右欄に掲げる数値を下回る数値が算定できる場合においては、当該数値)によるものとし、その他のエネルギーにあっては組成等の実況によるものとするほか、エレベーター消費エネルギー量及び仮想エレベーター消費エネルギー量は、次の(1)及び(2)に定めるところによるものとする。

(1) エレベーター消費エネルギー量は、次の式によって各エレベーターについて計算したエレベーター消費電力量を合計したものとすること。

$$E_T = L \times V \times F_T \times T / 860$$

この式において、 E_T 、 L 、 V 、 F_T 及び T は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_T エレベーター消費電力量 (単位 キロワット時)

L 積載質量 (単位 キログラム)

V 定格速度 (単位 1分間につきメートル)

F_T 速度制御方式に応じてそれぞれ次の表に掲げる係数(特別の調査又は研究の結果に基づいて算出する場合においては、当該算出による係数によることができる。)

速度制御方式	係数
可変電圧可変周波数制御方式(電力回生制御あり)	1/45
可変電圧可変周波数制御方式(電力回生制御なし)	1/40
静止レオナード方式	1/35
ワードレオナード方式	1/30
交流帰還制御方式	1/20

T 年間運転時間 (単位 時間)

(2) 仮想エレベーター消費エネルギー量は、各エレベーターについて計算した仮想エレベーター消費電力量に輸送能力係数を乗じて得た数値を合計したものとすること。この場合において、仮想エレベーター消費電力量及び輸送能力係数は、次のイ及びロに定めるところによるものとする。

イ 仮想エレベーター消費電力量は、次の式によって計算したものとすること。

$$E_s = L \times V \times F_s \times T / 860$$

この式において、 E_s 、 L 、 V 、 F_s 及び T は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_s 仮想エレベーター消費電力量 (単位 キロワット時)

L 積載質量 (単位 キログラム)

V 定格速度 (単位 1分間につきメートル)

F_s 速度制御方式による係数 (1/40)

T 年間運転時間 (単位 時間)

ロ 輸送能力係数は、次の式によって計算したものとすること。ただし、当該住宅の階数が6以下又は床面積の合計が5,000平方メートル以下の場合には平均運転間隔（単位 秒）を70で除した数値（平均運転間隔が70秒以上の場合においては、1）と、当該住宅の階数が4以上でエレベーターの台数が1台の場合には1とすることができる。

$$M = A_1 / A_2$$

この式において、M、 A_1 及び A_2 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

M 輸送能力係数

A_1 当該住宅の標準輸送能力（0.04）

A_2 5分間輸送可能人数をエレベーター利用人口で除した計画輸送能力

6-4 6-2のただし書に掲げるエレベーターのうちエネルギーの使用上主要なものに関しては、次の(1)及び(2)に掲げる評価点の合計に、80を加えた数値が100以上となるようにするものとする。

(1) エレベーターの制御方式に関する評価点は、措置状況に応じて次の表に掲げる点数とする。

措置状況	点数
可変電圧可変周波数制御方式（電力回生制御あり）を1台以上採用	40
可変電圧可変周波数制御方式（電力回生制御なし）を1台以上採用	20
上記に掲げるもの以外	0

(2) エレベーターの設置台数に関する評価点は、当該住宅の階数が4以上でエレベーターの設置台数が1台の場合は10、2台以上の場合は0とする。

6-5 特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、昇降機に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

(1) 昇降機の稼働状態の点検等により、採用した昇降機の制御方法の動作を適切に維持すること。

(2) 駆動装置の点検等により、採用した駆動装置のエネルギーの利用効率を適切に維持すること。

(3) 必要な輸送能力に応じた設置計画を適切に維持すること。

別表第1：地域区分（市町村合併に伴い修正あり）

別表第1：地域区分

別表第2：地域区分（市町村合併に伴い修正あり）

別表第2：地域区分

別表第3

重油	一リットルにつき四万千キロジュール
灯油	一リットルにつき三万七千キロジュール
液化石油ガス	一キログラムにつき五万キロジュール
他人から供給された熱 （蒸気、温水、冷水）	一キロジュールにつき一、三六キロジュール

電気

一キロワット時につき九千七百六十キロジュール
(夜間買電(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十
号)第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者よ
り二十二時から翌日八時までの間に電気の供給を受
けることをいう。))を行う場合においては、昼間買電
(同号に規定する一般電気事業者より八時から二十
二時までの間に電気の供給を受けることをいう。))の
消費電力については一キロワット時につき九千九百
七十キロジュールと、夜間買電の消費電力量について
は一キロワット時につき九千二百八十キロジュール
とすることができる。)

附 則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。